

令和3年度は固定資産税などが軽減されます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者などが対象です

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高（事業収入）が一定以上減少した中小事業者などを対象に、申告により令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税および都市計画税が軽減されます。

問い合わせ＝税務課家屋担当（☎内線 232・233）

対象者

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、および資本または出資を有しない場合は、従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社を除く）
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

対象資産

- ・ 事業用家屋および設備などの償却資産に対する固定資産税
 - ・ 事業用家屋に対する都市計画税
- ※土地と居住用家屋は軽減措置の対象となりません。

軽減の内容

令和2年2月から10月までの、任意の連続する3か月間の売上高（事業収入）が、前年の同期間と比較して、

50%以上減少した場合

→ 全額軽減

30%以上50%未満減少した場合

→ 2分の1に軽減

申告方法

①国が認定する「認定経営革新等支援機関等」で要件を満たしていることの確認を受けてください。

※認定経営革新等支援機関等＝税理士、会計士、商工会議所、商工会、金融機関など

必要書類	固定資産税等の課税標準の特例に関する申告書（市ホームページにあります）
	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少したことが分かる書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
	家屋の場合：事業専用割合の分かる書類（青色申告決算書や収支内訳書の写しなど）

②申告期間中に郵送（〒376-8501 桐生市役所）または直接、税務課家屋担当（市役所1階）へ提出してください。

必要書類	①で確認を受けた申告書（原本）
	①で、認定経営革新等支援機関等に提出した書類（コピー可）
	償却資産申告書

認定経営革新等支援機関等

桐生市税務課家屋担当

①要件の確認



②申告

申告期間

令和3年1月4日（月）から
2月1日（月）まで

※申告期間終了後は受け付けできませんので、早めに①の確認を受けてください。（申告書に認定経営革新等支援機関等の確認印が無い場合は、受け付けできません。）

市・県民税「ひとり親控除」が創設されました

～未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し～

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、次のとおり税制改正が行われ、令和3年度の市・県民税から適用されます。

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。これにより、従前の寡婦控除適用者のうち「ひとり親」

に該当する人および従前の寡夫控除適用者については「ひとり親控除」が適用されます。

それ以外の寡婦については、引き続き寡婦控除（控除額26万円）が適用されますが、ひとり親控除と同様の所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。ひとり親控除および寡婦控除を適用するためには、年末調整や市・県民税申告（確定申告）で申告をしていただく必要があります。

問い合わせ＝税務課市民税担当（☎内線 226～228）

「ひとり親控除」の対象者

婚姻歴の有無や性別を問わず、以下の全てを満たす人

- ・ 生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、総所得金額等が48万円以下の者）がいる
- ・ 合計所得金額が500万円以下である
- ・ 単身者である（現在、婚姻していない）
- ・ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などの記載がない（事実婚は対象外です）



「寡婦控除」の対象者

以下の全てを満たす人

- ・ 女性である
- ・ 夫と死別した、あるいは、死別または離別して子以外の扶養親族がいる
- ・ 合計所得金額が500万円以下である
- ・ 単身者である（現在、婚姻していない）
- ・ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などの記載がない（事実婚は対象外です）



改正後（令和3年度以降）の「ひとり親控除」と「寡婦控除」

	配偶関係		死別		離別		未婚	
	本人の所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人が女性	あり	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—
		子以外	26万円	—	26万円	—	—	—
	なし	26万円	—	—	—	—	—	—
本人が男性	あり	子	30万円	—	30万円	—	30万円	—
		子以外	—	—	—	—	—	—
	なし	—	—	—	—	—	—	—